

事 務 連 絡  
平成28年4月1日

各 

都道府県
政令市
特別区

 生活衛生担当課 御中

厚生労働省医薬・生活衛生局  
生活衛生・食品全部生活衛生課

### 「民泊サービスと旅館業法に関するQ & A」について

昨年11月に検討を開始した「民泊サービス」のあり方に関する検討会において本年3月15日に「中間整理」が取りまとめられました。これを踏まえ、当面の対策として旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づく許可取得を促進するため、旅館業法施行令（昭和23年政令第152号）の一部改正等により、平成28年4月1日から簡易宿所に係る許可要件の緩和等を行ったところです。

これを踏まえ、平成27年11月27日付け厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品全部生活衛生課長通知「旅館業法の遵守の徹底について」の別添2としてお示しした「旅館業に関するQ & A」について、民泊サービスに関連する内容を含め改訂し、別添のとおり「民泊サービスと旅館業法に関するQ & A」として取りまとめたので、国民、関係事業者への周知等を図るとともに、関係事業者等に対する指導等に適宜ご活用ください。

なお、本Q & Aについては、厚生労働省HPにおいても掲載していますので、念のため申し添えます。（<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000111008.html>）